

宮城地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

宮城労働局一般公示第9号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、宮城県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「宮城地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を推薦されたい。

令和7年8月26日

宮 城 労 働 局 長 松 瀬 貴 裕

記

宮城地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮城県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮城県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦の方法
推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切期日
令和7年9月9日（火）
- (3) 推薦書の提出先
宮城労働局労働基準部賃金室
(〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎)

宮城労働局長 殿

氏 名

宮城地方最低賃金審議会宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
労働者代表

製造業最低賃金専門部会の
使用者代表

委員の候補者として下記の者を内諾書・略歴書を添付のう
え推薦します。

記

ふりがな 氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

宮城地方最低賃金審議会宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員に任命されま
したときは就任することを内諾します。

令和 年 月 日

ふりがな
氏名

(連絡先の名称及び電話番号を記入願います。)

_____TEL_____

宮 城 労 働 局 長 殿

書 歷 略

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

現住所 下

[illegible]